

## 第1回瑞浪市行政改革審議会会議録

1. 日時 平成30年6月15日（金） 10:00～11:00
2. 場所 瑞浪市役所 4階全員協議会室
3. 出席者  
出席委員 古田 成志（会長）  
橋本 孝晴  
伊藤 弘典  
梅村 暁美  
藤田 好恵  
欠席委員 田中 定  
[名簿順、敬称略]  
  
勝 康弘（副市長） 途中退席  
正村 和英（総務部長）
4. 事務局 梅村 修司（企画政策課長）  
加藤 昇（企画政策課課長補佐）  
加藤 利基（企画政策課企画政策係）
5. 日程  
委嘱式  
市長あいさつ  
委員自己紹介  
第5次瑞浪市行政改革大綱等について  
議 事  
1. 会長選出  
2. 会長職務代理者の指名  
3. 審議会の運営・スケジュールについて  
4. 第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価・検証のあり方について  
その他

**【委嘱式】**

事務局

これより、平成30年度第1回瑞浪市行政改革審議会を開催します。

この会議は、公開の会議とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日、市長が他の公務により出席できませんので、代理で勝副市長が出席しております。始めに、勝副市長が委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。その場でお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

**【副市長あいさつ】**

副市長

皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、平成30年度第1回瑞浪市行政改革審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。ただ今、6名の委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきました。任期は約一年間ですが、皆さんは去年もやっていただいたということで、ベテランの委員さんでいらっしゃいます。本市の行政改革につきましては、平成7年から始まりまして、基本方針を作って5次にわたる行政改革大綱ということで行政改革を進めております。今の第5次の行政改革につきましては「行政の質の向上」ということで、そのことを基本方針として進めているところです。行政は効率的・効果的に進めることによって総合計画が示す目標都市像を達成するということが、そのために行政改革をしながら市民満足度を上げていくことが大事であるため、様々な取り組みをさせていただいているところです。第5次行政改革大綱からは、今までは市職員の目で評価をしておりましたが、昨年度から皆様方をお願いをし、外部の目を見て行政改革が出来ているかという評価をしていただいております。皆様は2回目ということで、昨年度も同じように評価をしていただいておりますので、大変心強く思っております。昨年度についても色々なご意見をいただきましたが、今年度もいろいろな方面から行政改革の中身、取り組み、成果についてご評価をいただいて、こうしたらいいのではないかと、ここがおかしいのではないかと、いった、忌憚のないご意見をお伺いしまして、ぜひ我々もそれを行政改革に活かし、第6次総合計画が目指す「幸せ実感都市みずなみ」の実現に向けて、皆様のご意見をいただけるということを心よりお願いを申し上げましてあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**【委員自己紹介】**

事務局

簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

(副市長退席)

(市側出席者紹介)

(配布資料1から資料6を確認)

【第5次瑞浪市行政改革大綱等について】

(事務局より資料2、3の説明)

事務局

資料2 第5次瑞浪市行政改革大綱を使って説明してまいります。

この大綱は、行政の目標である総合計画を効率的に達成するための取り組みということで位置づけている大綱です。この大綱はこれまで行ってきた経費削減の努力を継続しながら、第6次瑞浪市総合計画に掲げる「幸せ実感都市みずなみ」を実現するために、市民満足度の向上を目指し、「行政の質の向上」を基本方針としているものです。第5次行政改革の推進期間は平成28年度から平成32年度までの5年間です。今年度が平成30年度になりますので、ちょうど中間年ということになります。

続きまして資料3ですが、本日配付しました資料になります。第5次瑞浪市行政改革大綱の行動計画進捗状況(平成29年度)及び取り組み方針(平成30年度)というものを使って御説明してまいります。

まず1ページめくっていただきますと、第5次行政改革大綱の体系が記載されていますが、基本方針である「行政の質の向上」、そして次に行政改革の柱として、「協働による行政運営」、「簡素で効率的な行政運営」、「持続可能な行政運営」を3本の柱としております。次に3本の柱を19項目の行動計画で構成しております。その右側の1ページ目からは、最終ページまで、行政の改革の柱、それから行動計画の内容、行動計画の進捗状況と今後の取り組み方針などの基本方針「行政の質の向上」を実現するために、全部で97事業、具体的行動計画というものをつくっています。昨年度は99事業ありましたが、一増三減をいたしまして、今年度は97事業を位置づけております。

先ほど申しあげましたように、大綱は3年目となります。平成29年度の行動計画進捗状況と、平成30年度の取り組み方針に基づいて、担当課が内部評価という形で評価をしており、具体的行動計画ごとの97事業について◎・○・△という3段階で評価をしております。その評価に基づき、行動計画ごとに言葉での評価と、◎・○・△の割合を示したものが上で示されております。ここまでが説明となります。

事務局

それでは、ただいまのところまでで、御意見や御質問があればお伺いしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局

付け加えさせていただきますが、昨年度の変更点といたしまして、評価区分・判断基準というところをご覧ください。◎・○・△の3段階で評価していることは変わりありませんが、○の「おおむね達成」の部分になります。今年度は29年度の評価を行って

いただきますが、29年度の実績値が28年度の実績値を下回る場合、目標数値を達成しているが前年より実績値が悪い場合については、具体的には1ページを見ていただきますと、29年度は2万4600人で目標を掲げており、実績は2万7000人を超えていると。しかし、28年度の実績と比較しますと下がっているので、○の評価になる。といったような考え方に基づいて今年度は全て評価を見直しております。その部分が昨年度と比べて変更した点となります。よろしく申し上げます。

事務局                それでは、議事に移らせていただきます。  
                              議事の1番目、会長選出でございます。資料4の1をごらんください。  
                              瑞浪市行政改革審議会規則ということで、第4条第1項で審議会に会長を置く、第2項で会長は委員の互選により定めるということになってございますが、いかがいたしましょうか。

委員                    (事務局の案はどうかと声あり)

事務局                今、事務局案ということをご発言いただきましたが、よろしいでしょうか。

委員                    (異議なしの声あり)

事務局                それでは、皆様は2年目ということで、昨年は古田成志様にこの会長を務めていただきました。大変よく務めていただきましたので、今年度も古田成志様にお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

委員                    (異議なしの声あり)

事務局                ありがとうございます。それでは会長席の方へ御移動をお願いします。  
                              それでは古田会長より一言御挨拶をお願いいたします。

会長                    改めまして古田でございます。今年度も会長をやらせていただき大変恐縮ですが、去年、皆様は色々なお立場から御意見いただき闊達な議論ができたかと思ひます。皆様も御存じかと思ひますが、どうしても内部のみで物事を評価すると、それだけの思考に固まってしまうがちですので、外部から積極的に色々な意見を交わし合うというのは、今後の組織の成長において非常に重要になってきます。今年度も、皆様がそれぞれの目線から色々な意見を出し合えるような審議会になるよう努めますので、何卒よろしくお願ひいたします。

事務局                それでは、以後の進行は古田会長にお願ひをいたします。

会長                    ではこれからの議事を進行させていただきます。まず、会長職務代理者の指名という

ことで、瑞浪市行政改革審議会規則第4条第3項の規定により、会長の職務代理者を改めて示させていただくことになっておりますが、私案として瑞浪商工会議所の橋本委員にお願いしたいと思っております。橋本委員、いかがでしょうか。

橋本委員 (了承)

会長 ありがとうございます。それでは橋本委員一言よろしくお願ひいたします。

副会長 私のような者が副会長ということでございますが、微力ながら会長の方をサポートして、いい会議になるようにと考えておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

会長 次に、(3) 審議会の運営スケジュールについて資料4の2から資料5まで一括で事務局より説明をお願ひいたします。

事務局 それでは資料たくさんありますけれども、資料4の2、瑞浪市行政改革審議会会議運営規程(案)でございます。こちらは第1条であります趣旨のとおり、行政改革審議会の規則第8条の規定によって委員会の会議の運営について必要な事項を定めることになっております。この会議は冒頭でも紹介しましたとおり、公開の会議でございます、会議録、それから会議に提出した資料は公開するものと定めております。また、第3条の会議の傍聴規定は別に設けることとしておりますのでよろしくお願ひします。

続いて資料4の3です。こちらが会議の傍聴規程になりまして、運営規程第3条の規定により傍聴に必要な事項を定めているものでございます。運営規程と傍聴規程は、この審議会でご承認いただければ、本日6月15日より、施行とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

それで続きまして、資料5です。審議会のスケジュールになりますけれども、まず全体のスケジュールがありまして、皆様方に関係ある部分が上から3段目の行政改革審議会(外部評価検証)というところにあります。まず6月の中旬に第1回、本日ございますけれども、委嘱と進め方の内容説明をさせていただきます。7月に2回目、9月の中旬に3回目、10月の中旬には会長のみになりますが、皆様の意見をまとめた意見書を市長へ提出するという流れになっております。最終的には市の本部会議を通しまして、12月の中旬頃に公表をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。公表につきましては、市のホームページ、市議会にも資料提供してまいりますので、よろしくお願ひします。以上説明を終わります。

総務部長 私の方から少し補足をさせていただきます。冒頭で資料4の2と4の3ということでこの会議の運営規程とそれから傍聴規程を案という形で出させていただきました。この委員会の中で審議会の中で確定していただければと思っておりますのでございますが、おおむね大体ひな形というものは決まっている形でございます、どの審議会においても大体このような形をしております。先ほど運営規程は趣旨とそれから会議の公開につ

いて、それから傍聴についてということ、それから会議録、あとは規律というような形のもを定めております。それを受けた形での傍聴規程につきましても、趣旨それから傍聴の申し出があつてのこと、それから傍聴できないものという形で、以下にありますような、1から9号までのような形で具体的に規定しております。それから、傍聴人に守っていただきたい事項も定めておまして、これにつきましても1から12までの号で列記した形としております。退場等の措置についても決めております。おおむね市役所行うこういった会議の場で決めている形のもでございますので、よろしく願いいたします。

会長 　　ただいまの説明で御意見や御質問があればお願いいたします。皆さんよろしいでしょうか。

　　では、この議事についてはご承認いただけたものとし、会議は公開ということにいたしますのでよろしくお願いいたします。また本審議会は、本日を含めて、9月までに3回行われる予定です。2回目から実質的な議論に入っていくことになろうかと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

　　続きまして、(4)第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価検証のあり方について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　資料6になります。第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価検証のあり方についてということで、昨年度も同様の資料を用意しまして説明しましたので、おさらいという意味合いでもう一度聞いていただきたいと思っております。

　　内容で変わったところはほぼございませんが、まずは外部による評価検証ということで、効率的な行政運営を目指して、第6次瑞浪市総合計画の将来都市像の実現に向かって進めていくというものが行政改革という立場にありますので、行政評価や決算予算などと連携した取り組み内容の達成度を明確にして評価していただきたいと思っております。

　　評価の概要になりますけども、先ほども説明したとおり、具体的行動計画が97ございます。ただし、皆様に評価していただきたい部分は行動計画の部分でございまして、19の行動計画について、外部の視点による評価をしていただきたいと思っております。そのためにはその具体的行動計画の97事業の中身を見ていただいて、評価していただくことが必要になってくると思っておりますので、資料3になりますけども、本日お配りしたこちらの資料を次回までに予習をしていただきまして、第2回の審議会で内容について事務局から説明させていただきます。その説明を受けたうえで、皆様の意見をいただいくという流れでございます。本日はあくまでも評価の仕方などを主に説明してまいりますので、よろしくお願いいたします。

　　それでは、2ページ目をお開きください。2ページ目の第2、内部評価でございます。内部評価の基本的な考え方ですが、第5次行政改革の具体的行動計画に掲げる全97の取り組みについて進捗状況を評価しております。評価の仕方としましては、3段階で◎・○・△ということの評価をさせていただいております。その評価の視点は、目標値を設定しておりますので、その目標値がまず達成できているか。さらに前年度と比較し

てどうか、それから目標値が定められていないものもございますので、そういうものは中身を確認しながら評価しております。

第3、外部の視点による評価手法になります。こちらが皆様に関係がある部分になりますが、基本的には内部評価と同じ視点で評価していただきまして、我々市役所側で気付かなかったような部分が必ずあると思いますので、皆様の御経験から、外部の視点で御意見をいただきたいと思っております。議論の一連の流れを公開してまいりまして、市民と市政への理解を深めていきたいと思っております。

評価する対象は、行動計画の全19項目になります。評価検証の対象としましては、書類評価ということで、後ほどお配りしますが、皆様の外部評価の様式というものを使って評価していただきたいと思っております。評価に当たっての視点が2ページの終わりのほうに書いてあります。ちょっと読み上げますが、行動計画の項目、19項目のことですが、それぞれ予定した具体的行動計画に沿って進められているか。それから目的意識、改革への認識が適切であるか。今後の方向性が明確になっているか。進行に支障・課題がある場合、それに適切に対応しているか。事業が遅れているものについては、その理由が納得できるものであるか。といった視点で評価していただきたいと思っております。

3ページ目、評価区分判定基準です。重複してしましますが、「達成」から「見直し改善が必要」であるまでの3段階で評価しておりまして、お配りした資料の〇、おおむね順調のところには、ちょっと印刷が間に合わなかった関係で、「前年度の数値以下である場合は目標達成していても〇ですよ」ということが本来ここに書かなければいけなかったのですが、資料3の1ページをめくっていただいた〇、おおむね順調のところには、「又は目標は達成しているが、実績で前年度未満である場合」という文言が加えられておりますので、こちらでご確認いただければと思います。

評価の体制については、さきほど委嘱されました皆様の行政改革審議会で行っていきます。構成としましては、学識経験者の古田先生をはじめ、公共的団体の代表の方、それから梅村さん、藤田さんの公募の市民代表ということで、6名で構成しております。

評価した結果をどのように反映していくかについては6で示されておりまして、内部評価・外部評価の結果や、社会経済状況の変化を踏まえて、部課等において必要な見直しを行い、大綱に掲げている目標の達成を目指していくということで、毎年毎年内部評価をして外部評価をして、ぐるぐる回していきながら改善して進めていきたいということがここで書かれております。

資料6の最終ページ、1番後ろのページになりますが、ちょっと細かくて大変申し訳ありませんが、これは外部評価の様式になります。行政改革の柱が三つあり、その右側にある行動計画、例えば「協働による行政運営」ですと、5つの行動計画がございます。

「簡素で効率的な行政運営」は7つ。「持続可能な行政運営」は7つということで、これを全て足すと19項目ございます。これについては、皆様方、外部評価委員の皆様にご覧いただき、◎・○・△という3段階の評価で記入していただき、意見をいただけるとありがたいと思っております。資料の所々で評価基準の箇所が訂正しなくてはならない部分があったのですが、○の部分に「前年度数値が以下であった場合は」というところが書かれ

ていないものが何カ所かございます。申し訳ありませんが、この資料6につきましてはそういう読み方に変えていただきまして、○の部分はこれからお配りするものが正しいということで御了承願いたいと思います。よろしく願います。説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

ただいまの説明に御意見や御質問があればお願いいたします。

私のほうから念のための確認ですが、資料6の評価基準のところ、昨年我々が◎・○・△をつけたときは、目標の達成率とかにこだわらず、個々人の直感といいますか、そういう思いでつけさせていただきましたが、今年もそういう感じで行ける形でしょうか。

事務局

ありがとうございます。皆様の御経験からつけていただければ結構だと思いますが、あくまでも目安としまして、目標に例えば◎ですと、目標に対して8割以上もしくはほぼ想定どおりというちょっと曖昧な書き方がしておりますけども、もし数値が出ているようなものでしたら、それが8割超えているかどうかというのが一つの視点になります。そこはカチッと当てはめなくてもいいかもしれませんが、一つの目安ということで捕らえていただきたいと思っております。

会長

ありがとうございます。基本的には内部評価の○の観点っていうのが、目標値は達成したけど前年度よりダウンしたという点以外に関しては去年と変わらないと思います。また、次回から皆さんお忙しい中の資料の予習など大変になるかと思いますが、また積極的な議論ができるように努めますので、よろしく願います。

事務局

すいません何度も補足といいますか、この資料3の説明をもうちょっとさせていただきたいと思えます。

昨年初めて皆様方に外部評価をしていただきました。その時もこの資料を使って評価していただいたのですが、1ページ目を見ていただきますと、平成30年度の取り組みというところで、文字が青色に着色されている箇所があるかと思います。基本は全部黒字ですけども、30年度の取り組みのところを見ていただくと、黒字もあり青字もありという部分があります。この青字の部分が、昨年度、皆様方から意見をいただいたものを30年度の方針に反映させていただいたということになります。内部の推進本部会議というのがありますが、そちらの委員の意見、それから外部評価の皆様の意見を踏まえたものがこの青色で表示させていただいておりますので、つけ加えて説明をさせていただきました。よろしく願います。

会長

今の御説明に関して御意見御質問等がございますか。よろしいでしょうか。それでは、第2回のときに、資料を読んでいただいて積極的に御意見を交わせたらと思います。

それでは、これをもちまして、第1回瑞浪市行政改革審議会の議事を終了します。進行を事務局にお返しいたします。



事務局

ありがとうございました。委員の皆様には今日こちらから評価の仕方等について一方的に御説明をさせていただきました。評価につきましては次回以降ということで、資料3の大変分厚い資料を一度お読みいただけるとありがたいと思います。

それではその他としまして、報酬の支払い等について事務局のほうから説明をさせていただきます。

(報酬等について説明)

事務局

よろしかったでしょうか。誠に申し訳ございませんが、結構早く終わってしまったので、少し資料3について、皆様に思い出していただく意味も含めまして、どのように評価しているかという作りについて御説明させていただきます。

まず表紙の裏と1ページをお開きいただけますでしょうか。この作りですが、1ページの1番上が「協働による行政運営」と、この行政改革の柱の1番目の(1)というふうな表記になっておりまして、その下の2番目の行動計画が「①住民団体等の活動支援の推進」ということで、住民団体等の活動支援の推進に当たる内容が3番目に書いてあります。4番目が、行動計画進捗状況及び取り組み方針ということで、ここは、基本的な考え方として大綱の考え方をここに記載しております。5番目以降は、平成29年度の具体的行動計画に関する各課の取り組み及び平成30年度方針、これ以下が具体的行動計画の事業名ということで、5番目以下が先ほど97と申し上げましたが、97事業でございます。例えば、1つ目の「自治会・ボランティア・NPOなどと連携した事業の実施」を進めるために、このそれぞれの事業の参加者数というのを数値目標としております。28年度は2万4500人、29年度は2万4600人、若干ですが少しずつ上向いていこうという目標を設定しております。実績については28年度が2万9987人、29年度の実績は2万7764人。この数値といいますのは、各地区の自治会それからボランティア、NPOなど、市が把握している団体の事業イベントとか、各種事業で御参加いただいた市民の皆さんの数をトータル合計した数ですが、そういった人数を目標としておりまして、内部評価については28年度においては、目標数値を上回っておりますので◎としました。29年度においても、目標数値は上回っているものの、昨年度の数値を下回ったので、内部評価としましては○というふうにさせていただきました。昨年は初年度の評価でしたので、前年度と比較する数値がございませんでしたのでただ単に目標達成しているかどうかについて内部評価を行いました。今年度以降は、前年度の数値というのが実績で出てまいりますので、目標単に上回るだけではなく、やはり行政改革の基本方針が「行政の質の向上」ということで、常に上を向いて、上を目指していくということを確認する意味で、内部評価では◎という評価ではなく○というようにさせていただいております。

具体的行動計画の事業の内容が、例えばこの事業で言いますと、夢づくり地域交付金の活用などにより、まちづくり推進組織による地域での自主的な活動を支援します。この支援というのは、具体的に申し上げますと、金銭的な支援としまして夢づくり地域交

付金制度を、また人的支援としまして支援員という形で各地区のまちづくり推進組織及び区長会に市の職員が支援職員という形で人的支援も含めて支援をしているということとでございます。また、28年度から夢づくり地域活動支援室に集落支援員という方を配置しました。これは、市の職員ではなくその地区の方に、地元をよく存じている方を推薦していただき、嘱託職員という形で各地区の事業実施の支援をしているという状況です。

29年度の取り組みについては、夢づくり地域交付金制度などにより活動を促進します。先程申し上げましたように、集落支援について市内8地区全てに配置が完了するという予定にしておりました。29年度については、これによりさらなる活動支援が期待されますということで、この予定どおり29年度実績については、8地区に集落支援員さんを配置し、人的支援について手厚くしました。また域学連携の取り組みのところでは、市や自治会、まちづくり推進組織などと地元の高校大学、特に中京学院大学さんには大変お世話になっているところですが、中京学院大学や中京高校、瑞浪高校、麗澤瑞浪高校におかれましても、地区のまちづくりの事業などにも参加をいただいているところではあります。

30年度の取り組みの方針として、引き続き地域交付金制度、域学連携などによるまちづくり活動を促進しますということは当然のことですが、昨年度、皆様からいただいた御意見も反映し、最終的には行政改革推進本部会議という市長をトップとした内部組織において取りまとめをし、青字にさせていただいております。夢づくり地域交付金制度については、各地域からが自らが考え、課題解消及び地域活性化の事業計画し、審査会委員による審査を経て事業に取り組んでいます。事後には自己評価も行っているところであり、より良い実態が反映されるよう指導助言をしていきます。自治会などと連携した事業の実績も大幅に上回っているため、大幅に増加した要因を整理してから、目標参加者数の見直しも含めて検討していきますということで、委員の皆様からいただいた御意見をここに反映させていただいております。ただ、当初に設定した目標については、今のところ5年間の目標ということで既に定めておりますので、目標についてはまだ今から変えられるのではないかと御意見もあるかと思いますが、目標については変えずに、ただ前年度を下回るような場合は評価を下げるというような形で、このような御意見について対応しているというところとさせていただきます。

ここばかり細かく説明しても仕方ありませんので、各柱の1番上のところだけ少しちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

まず行政改革の柱、「(2) 簡素で効率的な行政運営」の「①業務委託の推進」について、25ページをお願いいたします。

業務委託の推進というところは、内容としましては、市が直接業務を行うより、民間業者のノウハウを生かしたほうが効率的・効果的である場合、業務の民間業者に委託しますという内容でございます。

行動計画の進捗状況及び取り組み方針については、まず給食の調理業務、小中学校に加え、平成29年4月から幼児園の全園で自園調理業務を開始することで給食の質を維持し、食育の推進に努めますということとさせていただきます。それから一方で上下水道料金等

の包括委託については他市の業務体制及び委託内容等を調査し、瑞浪市の状況に適した業務委託内容を引き続き検討します。それから文化施設4館のうち、市之瀬廣太記念美術館と地球回廊の2館について、受付と管理業務を民間委託とし、以後は新博物館建設の際、指定管理者制度の導入について検討していくという方針をここでお示しをしております。

内部評価については、28年度が◎であったものが33%、○であったものが67%でしたが、29年度では◎が50%、○が50%ということになってございます。外部評価については昨年度皆様にやっていただいた結果しかまだここでは載っておりませんが、最終的に評価をいただいた段階でここに外部評価の成績も入ってくるということです。5番目以下の上下水道料金業務等の包括委託事業についてはまだ検討段階です。昨年度と変わっておりません。

26ページをお願いいたします。文化施設の窓口業務のところにおきましては、市民公園内に文化施設があるわけですがけれども、30年度の検討と議論を踏まえ、効率的に文化施設の受付・管理業務を行うため、委託内容について再度検討し、30年度から導入を目指して検討及び協議を進めますという内容ではございます。

29年度の取り組みとしては、30年度当初からの導入を検討しますとっており、29年度実績では、文化施設4館のうち、まず市之瀬廣太記念美術館と地球回廊の2館の受付等管理業務の民間委託としているということで、30年度から既にこの2館については民間委託が進んでおります。

続きまして行政改革の柱の3番目、「持続可能な行政運営」の「①公共施設の見直し再編」ということで42ページをお願いいたします。この公共施設の見直し再編というのは、瑞浪市の総合計画でも後期の見直しをしているところではございますが、大変大きな課題です。いわゆる高所大所から申し上げますと、平成17年までは人口増がずっと歴史的に続いてきましたが、人口減少になりはじめてしばらく経ちます。瑞浪市では平成17年の国勢調査以降、右肩下がりという状況の中で、公共施設全体をこのままの形で維持していくということは皆様も御想像にかたくないと思いますが、不可能です。やはり、人が少なくなれば公共施設も効率的に運営していなければならないということで、3番の内容ですが、市が所有する公共施設の利用需要の変化や老朽化を見据え、公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって公共施設の見直し再編を図るのがまず、この取り組みの内容でございます。4番目の行動計画進捗状況及び取り組み方針でございますが、公共施設等の管理運営に関する基本方針である公共施設等総合管理計画、これは、平成28年度に策定をしました。それに基づき、今度は総合管理計画よりもちょっと踏み込んだ個別施設の具体的な計画である、個別施設計画を29年3月に策定し、今年の3月にまた更に見直しをして深化しているわけではございますが、今後は、老朽化が進む施設について行政需要を把握するとともに施設の特長と、地域性を考慮し、公共施設の再編成プランを随時実行していきますということです。農業施設のことがここで出てまいります。農業施設では多面的機能支払交付金を活用しました。これは、具体的な事業を一つ出しておりますが、市単の工事費の抑制、市単といいますが市の単費で行う工事ということでございますが、市単工事費の抑制や、公共工

事における建設発生土の有効活用を推進する。都市公園においては里親制度を推進する。昨年、里親制度と単なる里親だけでは何のことがわからないので公共施設の里親制度にすべきだという御指摘もいただいておりますが、都市公園では里親制度による清掃活動を推進してまいりました。その結果、目標を上回る削減効果が実現されまして、引き続き施設の長寿命化の取り組みを推進し、予防保全に努めますという行動計画の推進状況及び取り組み方針でございます。これについては内部の評価では28年度は◎が80%、○が20%だったのが、29年度では若干落ちておりますが◎が60%、○が40%となっております。外部評価につきましては28年度◎が60%、○が40%ということです。

5番目の具体的行動計画については、先ほども申し上げました公共施設の維持については、「持続可能な行政運営」の中でも1番大事だと言っていると思いますが、取組スケジュールについて、公共施設等総合管理計画の策定、またこれを推進するといったよくわからないような書き方がしてあります。先ほど申し上げましたように、公共施設等総合管理計画を策定し、さらに個別に、例えば文化センターをどうするのかとか、各保育園をどうするのかとかの個別の施設計画を毎年毎年ローリングしながら、少し先を見通す中で、毎年毎年それを見ながら適切な時期にこの地域の施設をどうするのか、という具体的な個別施設計画というのは毎年毎年見直しているところでございます。ちょうど公共施設が昭和40年代、50年代の本当に高度成長期のころは、どんどん公共施設ができてきて、今それがちょうど全国的に老朽化が始まっておりまして、瑞浪市の施設ですぐ危ないというのは順番に建て替えてきたり大規模改修をしたりしているところです。これは瑞浪市だけではなく全国的にこういう動きをしておりますが、公共施設については、毎年個別施設計画をさらに深化するという形で見直しをしています。

30年度の取り組みについては、公共施設等総合管理計画の基本方針にのっとり、老朽化が進む施設について行政需要を把握するとともに、施設の特性と地域性を考慮し、個別施設計画に基づき、公共施設の再編成プランを実行していきます。個別施設計画が具体化し、例えば陶町の公共施設をどうするのかということになったときには、当然事前に市民の皆さんにこういう計画ですよということを早めに伝えて、市民の皆さんの意見も踏まえつつ、進めていくということになると思います。

そのほかに、外部委員による御意見も踏まえ、その他施設の長寿命化と予防保全に関して公共施設の里親制度を利用した施設見守り隊などといった市民目線での情報をいただき、公共施設等総合管理計画の取り組みに反映できるよう努めてまいります。ありがたいことに、市民の皆さんの協力はやはり必要だということは行革の審議会の中でもいただいております。ただこれは本当に市民の皆さんにどこまでお願いするのかということもございますので、そういうことも踏まえて、施設の老朽化も何ともならんという時期になってからこれを無くしますといっても色々な意見が出てくると思います。できるだけ今我々が意識しているのは、早目に市民の皆さん町民の皆さんに問いかけをして、こういうことも御理解くださいと。ただ、施設の機能は維持しないといけないと思いますので、小さくなるけども、機能が維持するというような方針で施設の複合化等を今後考えていきたいとここでは考えております。

一つ一つ細かく御説明するときりがございませんが、お読みいただく中でもし御質問等があればいつでも構いませんので、企画政策課にここにこうやって書いてあるけどもこれはどういうことなのか、ちょっと深く説明してもらわないと評価できないという御意見もあると思いますので、お気づきになった時点で結構ですので、どんどん御意見をいただければと思います。長々と申し上げましたが、よろしくをお願いします。

事務局

もう一つ補足させていただきます。昨年度、99事業評価していただいたのですが、それが97に減ったという部分、一増三減のところについて御説明差し上げたいと思います。今の資料3の12ページのところで、高齢者安心支えあいポイント制度事業という具体的行動計画がひとつ、増加しております。29年度から実施した事業ですので、28年度は実績がありませんが、これが一つ新しいものです。一つ増えまして、そこから三つ減ったわけですが、減ったものについては隣の13ページです。指定管理の推進ということで、昨年度、指定管理をどの施設、どの施設に導入するというので、具体的行動計画に説明を記入しておりましたけども、それが実現しましたので、13ページの上の4、行動計画進捗状況及び取り組み方針のところで記入させていただきまして、中段から後段にかけてになりますが、29年1月には大湫宿旧森川訓行家住宅、通称丸森と言われているものですが、こちらの施設と大湫公民館と産業振興センター、この3つについて指定管理者制度を導入しましたので事業が終了したということで、こちらの具体的行動計画が3つ減ったということになります。

補足ばかりで申し訳ありませんでした。以上です。

事務局

そのほかに御質問、御意見はよろしかったでしょうか。

最後に、次回の審議会の日程を決めたいと思います。7月中旬までに開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員の日程調整により、第2回審議会は7月11日(水)午後3時からと決定)

総務部長

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。今回は第1回ということで説明をさせていただきましたが、皆様は昨年度もやっていたので内容を思い出していただけたかなと思います。昨年度より少し日にちの幅を取るよう設定しております。もしお時間があるようでしたら、あらかじめ資料に目を通していただいて、次回以降事務局の説明を聞いてご評価いただくという流れになりますので、よろしくをお願いします。会議冒頭の副市長のあいさつにもありましたが、外部の方の視点から忌憚のないご意見をいただけたらと思っておりますので、今後もよろしくをお願いします。本日は誠にありがとうございました。

事務局

これもちまして第1回瑞浪市行政改革審議会を閉会します。

**【散会】**

